

事業事前評価表

国際協力機構

東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 基本情報

国名：ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）

案件名：中小企業金融強化事業（フェーズ3）（Project for the Development of Finance for Small and Medium-sized Enterprises (Phase 3)）

L/A 調印日：2020年11月4日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中小企業振興及び金融セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ミャンマーにおいては、中小企業が登録企業の99%、雇用全体の約8割を占めるとも言われており、主要な経済主体となっている。しかし、多くの中小企業は、高い金利条件や短い返済期間、厳格な不動産担保条件等の制約から、金融機関からの借り入れによる資金調達が困難な状況にある。ミャンマー政府は、2018年8月の「ミャンマー持続可能な開発プラン」において、雇用創出・民間セクター主導型成長を目標の一つとしており、特に中小企業の発展を通じた雇用創出を支援するとともに、金融サービスへのアクセス拡大に取り組んできた。

他方、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の感染拡大による世界経済の減速が見られる中、手元資金が十分でない中小企業は特に大きな打撃を受けており、縫製業、観光業、農産品輸出などのセクターでは、一部の中小企業が需要減や資金繰り難等から企業活動の停止や従業員の解雇に追い込まれている。

ミャンマー政府は、COVID-19の感染拡大を受けた経済対策として、2020年3月には、COVID-19の影響により最も経済的打撃を受けた企業を支援するため、1,000億チャット（約76億円）の基金を創設し、中小企業を同基金の優先支援セクターの一つに位置付けているほか、4月27日にはCOVID-19 Economic Relief Planを発表し、同基金の拡大方針を掲げている。

円借款「中小企業金融強化事業」（2015年6月L/A調印）及び「中小企業金融強化事業（フェーズ2）」（2018年3月L/A調印）では、中小企業への中長期融資を促進し、フェーズ2においては、従来の不動産を担保とした融資のみならず、信用保証保険等を活用した緩和的な担保条件に基づく融資枠を設定した。ミャンマー政府がCOVID-19による経済的影響緩和が必要な優先セクターとして中小企業を位置付けているなか、間断なく支援を継続するため、フェーズ3を早期に実施することが必要とされている。

（2）中小企業及び金融セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事

業の位置付け

2012年4月に制定された「対ミャンマー経済協力量針」においては、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」を重点分野の一つとしている。また、2016年11月に発表された「日ミャンマー協力プログラム」においては、「都市部の製造業集積・産業振興」「金融制度整備支援」が九つの柱の一つとして掲げられており、本事業はこれら方針に合致する。また、本事業は、ミャンマーの産業の大部分を占める中小企業への金融仲介を行うことで、金融及び産業の発展に資するものであり、SDGsゴール8（経済成長・雇用）及びゴール10（不平等の是正）に貢献すると考えられる

（3）他の援助機関の対応

世界銀行は、「金融セクター開発事業」（Financial Sector Development Project、1億米ドル、2016年12月理事会承認）を実施しており、本事業の実施機関であるミャンマー経済銀行（Myanma Economic Bank。以下「MEB」という。）のコーポレートガバナンス改革やリスクマネジメント等の組織能力強化を支援している。また、ドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau）は円借款「中小企業金融強化事業」の仲介金融機関（Participating Financial Institutions。以下「PFIs」という。）の一つであるコーポラティブ銀行及びミャンマー・エイペックス銀行に対して中小企業融資の原資の提供を行っている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、MEB から PFIs への資金供給を介した中長期及び緩和的な担保条件による中小企業向けツーステップローン供与及びPFIs等への能力強化支援を実施することにより、ミャンマーの中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化、及び中小企業の生産・投資の維持・拡大を図り、もって COVID-19 による経済的影響の緩和・安定化、及びミャンマーの産業及び経済の健全な発展並びに雇用維持・創出に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ミャンマー全土

（3）事業内容

- ア) 中小企業育成ツーステップローン：中小企業に対する中長期の事業資金の供給。COVID-19による経済的影響の緩和・安定化を図る観点から、当初（1年程度を想定）は運転資金のみへの貸出も認める。
- イ) コンサルティング・サービス：実施・モニタリング・評価支援、実施機関・PFIsの融資体制強化（キャッシュフロー分析を含む審査能力・リスク管理能力強化、特に地方支店の審査能力強化等）、信用保証保険の活用支援、広報活動支援等

(4) 総事業費

15,776 百万円（うち、円借款対象額：15,000 百万円）

(5) 事業実施期間

2020 年 11 月～2023 年 12 月を予定（計 38 か月）。ツーステップローンの貸付完了（2023 年 12 月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：ミャンマー連邦共和国政府（The Government of the Republic of the Union of Myanmar）

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：ミャンマー経済銀行（Myanma Economic Bank。MEB）

4) 運営・維持管理機関：MEB が事業運営を担当する。MEB は、計画財務工業省傘下の国有銀行であり、計画財務工業省及び MEB は本事業の実施に必要な管理費等を自国予算にて充当する。

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は、円借款「中小企業金融強化事業（フェーズ 1 及び 2）」においてツーステップローンの実施に係る業務手順書を作成しており、本事業においてはその業務手順書を活用する。技術協力「産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト」（2019 年～2024 年）においては、サプライヤー育成支援のための地場企業と外資企業のマッチングプログラムを立ち上げ予定であり、また、技術協力「ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト（フェーズ 2）」（2018 年～2023 年）においては、中間管理職層を中心とした経営管理層を対象としてビジネスコースや、ビジネス情報・ネットワーク機会を提供しているミャンマー日本人材開発センターの組織体制強化を支援していることから、これら技術協力との連携を図る。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布。以下「JICA 環境ガイドライン」という。）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響を及ぼすことが想定されるため。

③ その他・モニタリング：本事業では、金融仲介者／実施機関がミャンマー国内法制度及び JICA 環境ガイドラインに基づき、各プロジェクトに

ついてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられることになっている。なお、サブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まれない。

2) 横断的事項：中小企業の経営者の障害を理由とした貸し付け拒否を行わない。

3) ジェンダー分類：■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<分類理由>本事業では、女性が経営する中小企業への融資促進のため、広報活動の実施や、それら企業への PFIs からの貸付を促す資金配分の仕組みを検討する。よって、ジェンダー活動統合案件に分類。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (サブローン融資前)	目標値(2025年) 【事業完成2年後】
融資対象中小企業の売上	前年度の実績をサブローン 供与時に確認	基準値の維持もしくは 増加
融資対象中小企業の利益	同上	同上
融資対象企業の従業員数	同上	同上
融資対象中小企業の設備投資額	同上	基準値より増加
PFIs による中小企業向け長期貸付 の融資残高	PFIs 認定時に確認	同上
PFIs による緩和的な担保条件に基 づく中小企業向け貸付の融資残高	同上	同上
PFIs による中小企業向け貸付承 認・実行件数	前年度の実績を PFIs 認定時に確認	同上
PFIs の本事業における不良債権比 率	N/A	PFIs 認定時の不良債権 比率(平均)以下

(2) 定性的効果

PFIs 等の能力強化(新融資手法、審査能力・リスク管理能力強化等)を通じた中小企業金融機能の強化、COVID-19による経済的影響の緩和・安定化、ミャンマーの産業及び経済の健全な発展、雇用維持・創出

(3) 内部収益率

サブプロジェクトが特定できないため、算出せず。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

中央銀行による金融規制が変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国向け円借款「アセアン日本開発基金、工業・支援企業拡充事業」の事後評価結果（評価年度：1999年）等において、PFIs職員を対象とした研修が、PFIsの中小企業融資、特にプロジェクト融資に関する技術向上に貢献したと評価されており、開発金融借款の迅速かつ円滑な運営には、実施機関及び関連機関に対する技術支援が有効であるとの教訓を得ている。

本事業のフェーズ2では、緩和的な担保条件に基づく融資枠を設け、当該条件での融資への一定の成果（2020年5月までに約12億円の融資を実現）を得ており、本事業でも引き続き緩和的な担保条件に基づく融資を進める予定。上記教訓を踏まえ、本事業においては、コンサルティング・サービスを通じ、緩和的な担保条件での融資の更なる促進等に向け、仲介金融機関の審査能力向上、リスク管理能力向上を図る。

7. 評価結果

ミャンマー政府は中小企業育成を重要課題として掲げているほか、特にCOVID-19による経済的影響の緩和が必要な優先セクターとして中小企業を位置付けていることから、本事業はミャンマー政府の開発課題及び開発政策並びに我が国の援助方針とも合致している。また、ミャンマーの産業の大部分を占める中小企業への金融仲介を行うことで、金融及び産業の発展に資するものであり、SDGsゴール8（経済成長・雇用）及びゴール10（不平等の是正）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成2年後 事後評価

以上